



75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者です

保健医療課 ☎42-5619

**後期高齢者医療制度について
お知らせします**

【対象者】

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害をお持ちの方で、広域連合の認定を受けられた方

【運営主体】

広島県後期高齢者医療広域連合
住所（広島市中区東白島町19-49）
☎082・502・7822(代)

広域連合には、県内の全市町が加入しています。主な事務分担としては、広域連合が保険料の決定、医療費の給付等を行い、市町が保険料の徴収、受付事務等の窓口業務を行っています。

【被保険者証の送付時期】

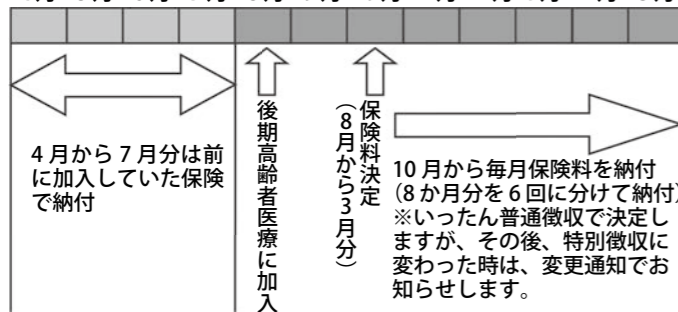
75歳の誕生日の前月中旬に、広域連合から普通郵便で送付されます。

【保険料の決定及びお知らせ】

保険料は、広域連合が決定し、市が徴収事務を行います。
75歳の誕生日の約2か月後に保健医療課からお知らせします。
下表参照

(8月に75歳になられた場合)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



【保険料の納付方法】
保険料は原則年金からの特別徴収により納めていただきます。ただし、年金からの特別徴収には、開始まで時間がかかりますので、誕生日以降の保険料は、しばらくは普通徴収(納付書又は口座振替)による納付をお願いいたします。
なお、年金からの特別徴収が法令等によりできない場合があります。納付方法については、市から送付する保険料の決定通知をご確認ください。



安芸高田市を応援してください！！ (安芸高田市ふるさと応援寄附金)

財政課 ☎42-5623

安芸高田市を元気にするための地域づくり、人づくりにご賛同いただき、安芸高田市を『ふるさと』として応援していただける方から、「ふるさと納税」という形で寄附を募集しています。
皆様からいただいた寄附金は、指定される事業に有効活用し、「人がつながる田園都市 安芸高田」をめざします。

【寄附金を募る6つの事業】

1. 人が輝くふるさとづくり事業
2. 子どもの笑顔があふれるふるさとづくり事業
3. 高齢者が安心していきいきと暮らせるふるさとづくり事業
4. 歴史と文化の香り高いふるさとづくり事業
5. スポーツ活動が盛んなふるさとづくり事業
6. 市長お任せ事業

【お礼の特産品】

1万円以上のふるさと応援寄附をされますと、特産品セットを贈呈いたします。特産品セットは、10種類の中からお選びいただけます。

す(平成27年4月からセットの内容を変更しています)。また、10万円以上の場合は、ご希望の特産品セットと合わせて安芸高田市産のお米等を贈呈いたします。次の検索ワードで検索すると市のホームページで閲覧できます。

検索 安芸高田市ふるさと応援寄附金

【寄附金のお申し込み】

お申し込みは、「安芸高田市ふるさと応援寄附金申請書」に必要事項をご記入いただき、FAX・郵送・市ホームページからのメールまたは財政課へ直接持参のいずれかの方法で提出してください。申出書の様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、財政課へ直接ご請求ください。
※平成27年4月から11月末までに、68件、4,026千円の寄附をいただきました。
ありがとうございました。



～新成人のみなさんへ～ 20歳になったら国民年金

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

年金手帳

- Q** 国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの？
A 国民年金の加入手続きは、市役所総合窓口課や各支所で行っています。
- Q** 毎月の保険料はいくら？
A 国民年金の保険料は月額15,590円(平成27年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される制度もあります。

【国民年金制度とは】
国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

【国民年金のポイント】
● 将来の大きな支えになります。
国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

● 老後のためだけのものではありません
国民年金には、年をとったとき

● 「国民年金制度とは」
国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

● 「若年者納付特例制度」
若年者納付特例制度とは、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

● 「若年者納付猶予制度」
学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。



「甲立古墳」国史跡へ

生涯学習課 ☎42-0054



11月20日(金)、国の文化審議会が甲立古墳を国史跡にするよう答申しました。これで近く出される官報告示で正式に国史跡となることが決まりました。
平成20年に新たに発見された甲立古墳は、県内2位という大型の前方後円墳であり当時大きな話題となりました。市教育委員会では古墳の保存・活用策を検討するため平成22～26年度まで部分的な発掘調査を行ったところ、保存状態が良いことや家形埴輪の出土など古墳の重要性が次々と明らかになりました。
今回の答申は、これまでの調査結果から、墳丘の規模や状態、葬送儀礼のあり方を示す家形埴輪などの出土とその精巧な造り、古墳の地理的な存在理由、中国地方でもまれな、極めて畿内の要素の強い古墳であること、造られた4世紀末の大和政権のあり方を示す古墳である等が高く評価されたものでした。
正式決定されると安芸高田市では、毛利氏城跡(郡山城跡・多治比猿掛城跡)に次ぐ2件目の国史跡となります。



決定の瞬間を喜ぶ関係者



地域振興事業団 沖田文化課長による説明

11月20日夕方、甲田文化センターミューズにおいて、甲立古墳が国史跡の答申を受け、関係者約30人が、決定の瞬間を喜び分かちあいました。17時に国の文化審議会答申の報告を受けた職員が会場に入ると、待ち受けた市長をはじめ関係者が用意されたくす玉を割り答申決定を祝いました。